破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１７０４号
福岡市南区横手２丁目32番３―305号
破産者　西田　博道
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２１３号
神戸市須磨区禅昌寺町２丁目１番27号
破産者　兵燃逆瀬川店こと　坪倉　正一
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４０１号
神戸市長田区大道通３丁目１番地フレール長田大道602号、従前の住所神戸市兵庫区東山町１丁目３番35―506号
破産者　仲濱　洋子
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２９６号
福岡市早良区早良７丁目30番７号
破産者　甲斐　睦秀
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４２号
釧路市阿寒町阿寒湖温泉４丁目２番７―305号
破産者　中島　　稔
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２９０号
埼玉県草加市氷川町135番地５　葵荘203号、旧住所埼玉県草加市高砂１丁目８番17―301号
破産者　玄　　静子
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５９４号
千葉県野田市岩名１丁目65番地の40、破産手続開始時の住所埼玉県春日部市西金野井1660番地３
破産者　松本　弘一
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７０２号
埼玉県草加市西町1255番地船渡マンションＢ棟102
破産者　前西原和廣
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第５４号
長野県飯田市鼎一色278番地
破産者　山口　昭治
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第２０７号
静岡県三島市南田町５―８、住民票上の住所静岡県三島市玉川31番地
破産者　市川　暢裕
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
愛知県一宮市北浦町56番地１
破産者　越野　　孝
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２９２号
富山県高岡市内免５―４―７、住民票上の住所愛知県稲沢市日下部中町６丁目61番地１、開始決定時の住所岐阜県瑞浪市釜戸町3903―417
破産者　薬袋　義浩
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２９３号
富山県高岡市内免５―４―７、住民票上の住所愛知県稲沢市日下部中町６丁目61番地１、開始決定時の住所岐阜県瑞浪市釜戸町3903―417
破産者　薬袋　泰三
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１１３号
山口市仁保下郷553番地１
破産者　平岡建設こと　平岡　儀一
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４４０号
北海道恵庭市本町100番地の４
破産者　古田　和枝
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６７８号
札幌市南区藤野２条13丁目２番18号　プリメーラ213―101号
破産者　佐藤　浩幸
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３０号
北海道空知郡奈井江町字奈井江748番地149
破産者　丹羽　まみ
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
北海道空知郡奈井江町字奈井江748番地149
破産者　藤平　麗子
1　決定年月日　平成23年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係